

# 「年収の壁」問題について

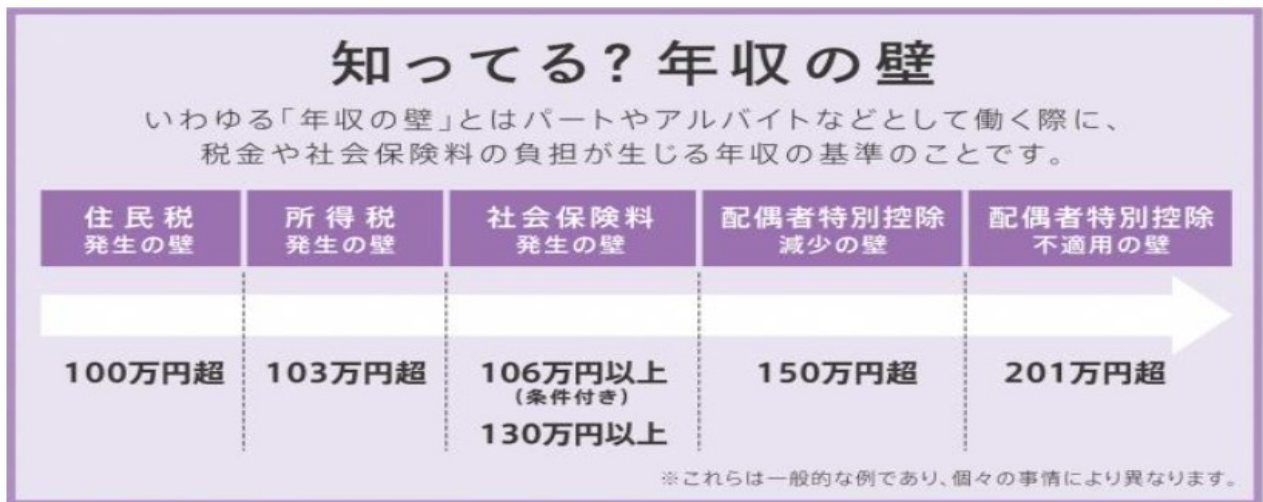
## 1. はじめに

2024年10月の衆議院議員選挙では、いわゆる「年収の壁」、とりわけ「103万円の壁」が関心を集めました。所得税の基礎控除48万円と、給与所得控除最低保障額55万円の合計が103万円となり、103万円までの年収には所得税がかからないことから、「103万円の壁」と呼ばれています。

選挙では「1995年から2024年の30年間で最低賃金は1.73倍になったので、103万円も1.73倍の178万円に引き上げる」ことを公約に掲げた国民民主党が議席を大きく伸ばしたことで、2025年税制改正では、基礎控除額と給与所得控除額が引き上げられました。

一方、「年収の壁」は、所得税での影響のほか、住民税の均等割りと所得割りが課税される「100万円（地方自治体で異なる）の壁」や、パート・アルバイトなどの短時間労働者が社会保険制度に加入し、社会保険料の負担が生じる「106万円の壁」及び国民年金・健康保険料の負担が生じる「130万円の壁」など多くの壁が存在します。

人手不足への対応が急務となる中で、このように一定の年収を超えることで税金や社会保険料の負担が増加し、手取り収入が減少または扶養控除の対象から外れることから、働く意欲があっても就労時間を調整せざるを得ないパート・アルバイトなどの短時間労働者の方が多い現状があり、大きな社会問題になっています。



資料出所：京都府「知ってる？ 年収の壁」ホームページより

税制委員会では、令和7年度の研究テーマを「年収の壁問題」に決定し、所得税等の税制面における問題点及び10年に一度の見直しにより2025年に成立した年金制度改正法案の内容等について研究しました。

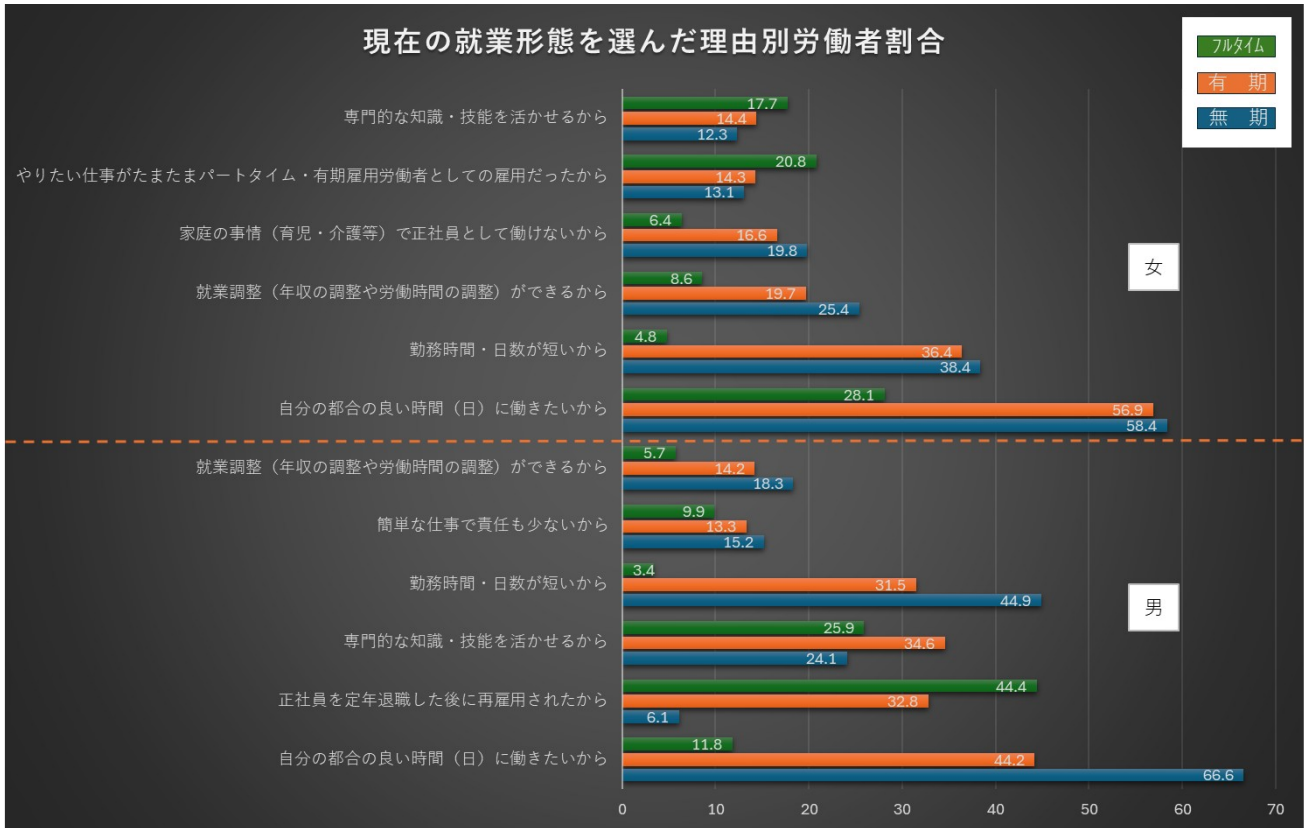
## 2 年収の壁の現状と制度の仕組み

年収の壁が生じる背景には、税制度と社会保険制度がそれぞれ異なる基準で設計されてきたことにあります。

税制上では、一定の年収以下であれば所得者自身の税負担がなく、加えて扶養者は配偶者控除が適用されるため、世帯全体の税負担が軽減されます。

一方、社会保険制度では、一定の収入や労働時間を超えると健康保険や厚生年金への加入が義務付けられ、保険料の自己負担が発生します。

厚生労働省の資料によると、パートタイム労働者の中には、社会保険加入基準を意識して労働時間を抑えている人が一定数存在することが示されています（資料1）。特に配偶者のいる女性においてその傾向が強く、年収が特定の範囲に集中していることが分かります。



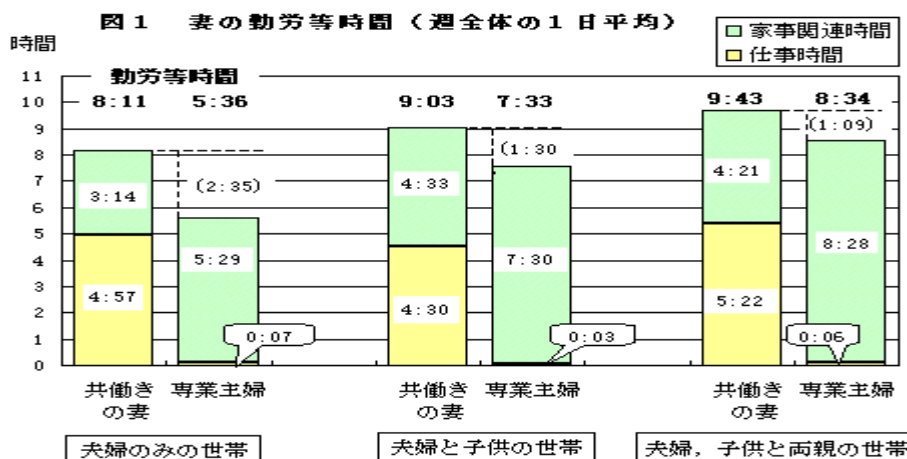
○資料1 現在の就業形態を選んだ理由別労働者割合

資料出所：厚生労働省ホームページより

また、総務省統計局の労働力調査を見ると、配偶者のいる女性の就業時間は短時間に偏っており、週20時間未満で働く割合が高くなっています（資料2）。これは、社会保険の加入条件と深く関係していると考えられます。

これらの資料から、年収の壁は単なる個人の選択の問題ではなく、制度によって行動が制約されている構造的な問題であることが読み取れます。

○資料2 妻の労働時間



資料出所：総務省統計局ホームページより

## 2 税制面における年収の壁

衆議院議員選挙の影響もあり、2025 税制改正大綱では、所得税における基礎控除額については、合計所得額が 2,350 万円以下の個人の基礎控除額が 58 万円（10 万円増）、給与所得控除最低保障額が 65 万円（10 万円増）となり、所得税の年収の壁は 103 万円から 123 万円に 20 万円引き上げられています。なお、扶養親族等の所得要件も 123 万となり、子供の特定扶養控除についても、103 万円を超えても段階的に控除を受けられる特別親族控除（仮称）が新設され、アルバイトなどで受け取る給与が年間 150 万円に達するまでは、従来と同じ 63 万円の扶養控除が受けら、150 万円を超えても、給与金額の増加に合わせて控除額が減少していく仕組みが導入されました。

一方、住民税については、給与所得控除最低保障額を 65 万円（10 万円増）としましたが、地方財政を考慮し、基礎控除の改正は行われませんでした。このため、地方税の年収の壁は 110 万となりました。

通常、税制大綱に基づいた税制改正法案が国会に提出されますが、衆院選大敗で少数与党となった自民党は国民民主党との所得税の非課税枠の協議を経て、2 月 4 日に提出した税制改正案に基礎控除の上乗せ特例を織り込んだ修正案を 2 月 28 日に提出し、国会審議を経て成立されました。

### ○ 基礎控除額の改正

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(注3)</sup> )				基礎控除額		
				改正後 <sup>(注1)</sup>		改正前
				令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)				95万円 <sup>(注2)</sup>		48万円
132万円超	336万円以下	(200万3,999円超	475万1,999円以下)	88万円 <sup>(注2)</sup>	58万円	
336万円超	489万円以下	(475万1,999円超	665万5,556円以下)	68万円 <sup>(注2)</sup>		
489万円超	655万円以下	(665万5,556円超	850万円以下)	63万円 <sup>(注2)</sup>		
655万円超	2,350万円以下	(850万円超	2,545万円以下)	58万円		

- (注) 1 改正後の所得税法第 86 条の規定による基礎控除額 58 万円に、改正後の租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 の規定による加算額を加算した額となります。  
 2 58 万円にそれぞれ 37 万円、30 万円、10 万円、5 万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。  
 3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。  
 4 合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

資料出所：国税庁ホームページより

この改正により、給与収入 160 万円以下の人は所得税が課税されないことになりましたが、扶養控除等の所得要件 123 万円、住民税の非課税 110 万円は当初案どおりで上乗せはなされませんでした。この結果、税制面における「年収の壁」問題の抜本的な解消は図られませんでした。

## 3 社会保険面における年収の壁

株式会社などの法人の事業所（事業主のみの場合を含む）は、厚生年金保険の適用事業所となり、被保険者となるべき従業員を使用している場合は、必ず加入手続きをしなければいけません。

この場合の従業員とは、常用的に使用される 70 歳未満の方で、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となり、パートタイマー・アルバイト等の短時間労働者でも事業所と常用的使用関係にあり、1 週間の所定労働時間および 1 カ月の所定労働日数が、同じ事業所で同様の業務に従事している通常の労働者の 4 分の 3 以上である方は被保険者となります。

これ以外の短時間労働者は厚生年金保険の対象外になりますが、次の全ての条件に当てはまる場合は加入厚生年金保険の対象となります。

- (ア) 特定適用事業所（厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない）の総数が 50 人を超えることが見込まれる企業等）に勤務していること

- (イ) 週の所定労働時間が20時間以上あること
- (ウ) 所定内賃金が月額8.8万円以上であること
- (エ) 学生でないこと

この条件(ウ)の月額8.8万円×12月=105.6万円が、社会保険の「106万円の壁」と言われるものです。

次に、会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、原則として年収130万円未満の方は、第3号被保険者は国民年金保険料を自分で納める必要がなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

このように扶養されている方が事業員50人未満の企業でパートやアルバイトで働き、年収が130万円以上になると、扶養から外れて社会保険料の自己負担が発生し、手取り収入が減少することから「130万円の壁」と言われています。また、多くの企業では、配偶者手当の支給対象を年収130万円未満としているところが多く、社会保険料の負担及び手当支給がなくなることから、130万円を意識して勤務時間を調整する人が多く、人手不足への対応が急務となる中で大きな問題となっています。

ところで、年金制度については10年一度見直すこととされており、2025年がその改正年となり、年金制度改革法案が2025年6月13日に成立しました。この中には、中小企業の短時間労働者などが、厚生年金や健康保険に加入し、年金の増額などのメリットを受けられるようにすることを目的に社会保険の加入対象の拡大が含まれました。

具体的には、短時間労働者の106万円の壁を全国の最低賃金の引上げの状況を見極めて、3年以内に廃止すること、働く企業の規模を下記のとおり10年かけて段階的に対象の企業を拡大することになっています。

51人以上 の企業	36人以上 の企業	21人以上 の企業	11人以上 の企業	10人以下 の企業
現在の 対象	2027年 10月から	2029年 10月から	2032年 10月から	2035年 10月から



○厚生労働省「年金制度総論」より

また、厚生労働省では、パート・アルバイト労働者が年収の壁(106万円・130万円)を意識せずに働けるよう、社会保険の扶養から外れても手取り収入が減らないように支援する「年収の壁・支援強化パッケージ」として社会保険への加入者拡大に取り組む企業等への助成金等制度を導入しています。

このことは、少子高齢化社会時代で年金や医療面という社会保障制度の維持と人手不足解消のためには、働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険の適用拡大を進めることとしており、将来的には「社会保険の壁」の撤廃を意味しているものと判断されます。

## 4 税制研修会

税制委員会では「年収の壁」問題について、より理解を深めるため 2025 年 8 月 27 日に「年収・社会保険の壁問題研修会」、11 月 7 日に「年末調整説明会」を開催しました。

### (1) 年収・社会保険の壁問題研修会

「社会保険の壁」に対する専門家として社会保険労務士法人名南経営社会保険労務士の佐藤和之様を講師にお迎えして実施したところ、当初、定員 100 名で申し込みを開始したところ、申し込み開始 3 日目で定員に達し、急遽会場を 120 名まで広げて受け付けるとともに、Youtube によるライブ配信・見逃し配信での視聴も可能にすることとしました。最終的には、会場に 114 名、Youtube 再生 222 回という多くの参加者を得ることができ、会員の関心の高さが伺える研修会となりました。



研修会では、「近年、年収の壁を巡る制度改正や特例措置が相次ぎ、企業と従業員の双方にとって対応の重要性が高まっている。特に社会保険の適用拡大により、一定の条件を満たす短時間労働者も加入対象となり、企業側には新たな保険料負担や事務対応が発生する。一方、従業員は負担増への不安から就業時間を抑える傾向があり、人手不足やシフト調整の難しさが現場の課題となっている。こうした状況下では、制度を正しく理解したうえで、自社の規模や人員構成に応じた対応策を検討することが不可欠で、あわせて、従業員に対して制度の内容や影響を丁寧に説明し、納得感のある働き方を提示することが、安定した雇用と事業運営につながる。」と話され、年収の壁や社会保険制度の改正内容及び厚生労働省が取り組んでいる「年収の壁支援パッケージ」の内容等について詳しく説明していただいた。最後に、「制度変更は複雑だが、正しい情報を早めに共有し、従業員の不安を取り除くことが企業としての責任」と締められました。



### (2) 年末調整説明会

2025 年税制改正による基礎控除額等の変更等に係る法律施行日は令和 7 年 12 月 1 日であり、年末調整での調整することになり、年末調整事務が従前と大きく異なることから「年末調整説明会」を実施しました。

講師は、熱田税務署担当官にお願いし、税制改正の内容や年末調整事務の変更点・留意事項等について説明いただきました。

この研修も、多くの参加者が見込まれたことから、会場型会とオンライン型による説明会を併用して実施しました。結果、会場型 114 名、オンライン型 222 名の参加があり好評を得ました。

## 6 まとめ

今回「年収の壁」をテーマに研究しました。「年収の壁」には税制面と社会保険面という多くの種類があり、人手不足・物価高騰対策などを理由に改正がなされており、2026年には更なる改正が予想されます。

少子高齢化社会の中で働き手確保は企業にとって大きな課題であり、パートタイムやアルバイトに頼っている企業も多く存在すると思われます。特に、長期間パートタイムやアルバイトで働く方はその経験も深く貴重な労働力にもかかわらず、「年収の壁」を意識して、働きたくとも働けない人も多いと思います。

このような中、「人が働けない構造」を放置する企業は、競争力を失っていく可能性が高く、逆に、制度制約を理解した上で、柔軟な働き方を提示できる企業は人材から選ばれる存在となるものと思われます。

また、「年収の壁」を意識して、働く時間を調整している人は、本当に収入増と負担増を計算して調整しているのか、社会保険料の負担額と将来の年金受給額を十分理解しているのかという疑問があります。特に、106万円や130万円の壁は将来的には廃止される可能性が高く、目先の損得ではなく将来を見据えた判断が求められていると思われます。

また、雇用者である企業として、年収のカベ問題は、中小企業経営において見えにくいですが極めて重要な制約条件であり、この問題に真剣に向き合い、制度を理解し、人材を活かす工夫を叶えることは、短期的には負担を伴うかもしれないが、その積み重ねが持続可能な経営と地域社会からの信頼につながるものと思われます。

## 7 最後に

所得税の改正で所得税の年収の壁は大きく改善されました。しかしながら、住民税の年収の壁の問題は依然残っており、それよりも社会保険の130万円の壁を超えた場合の社会保険料の負担は非常に高くなっています。

年 収	年間所得税	年間住民税	年間厚生年金	年間社会保険	手取り収入
130万円	0円	0.6万円	12.1万円	6.6万円	110万円
150万円	0円	2.2万円	13.8万円	7.6万円	125万円
170万円	0円	3.9万円	15.6万円	8.5万円	141万円

(収入は給与所得のみ、40歳未満、所得控除は基礎控除と社会保険料控除のみ、税制委員会にて概算計算)

一方、2026年2月に行われた衆議院議員選挙は、自民党の圧勝で終わりました。これにより、2026年の税制大綱で示された、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設及び所得税の基礎控除額が4万円引き上げ並びに年収の壁の見直しとして所得税の課税最低限が178万円まで特例的な引き上げの実施が確実視されます。加えて、食品消費税の2年間ゼロに向けた検討が進む見通しとなり、所得税及び消費税の税収が減少することが確実となります。とりわけ、消費税法第1条では、「この法律は、消費税の収入について、年金、医療および介護に要する社会保障費等に充てるものとする…」と規定され、消費税は社会保障費の基礎的財源と位置付けられており、消費税の減税で、社会保障費の財源問題が今後の課題になります。

少子高齢化社会を迎え、社会保障問題は今後も大きな問題となります。「年収の壁」問題は、ただ年収だけの問題ではなく、社会保障費の負担の在り方、財政のあり方も踏まえた政策が求められているものと考えます。

<参考>

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：[https://www.mhlw.go.jp/toukei\\_hakusho/index.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/index.html)

<税制委員会研究会構成員>

・担当副会長	(株) 荒川製作所	荒川 雅義
・委員長	(株) 瓢屋	堀江 秋人
・副委員長	鈴将鋼材 (株)	鈴木 康司
・副委員長	協和商工 (株)	加藤 章
・副委員長	三特販売 (株)	林 隆博
・副委員長	千年エンジニアリング (株)	岡本 城一
・委員	岡田金属 (株)	岡田 健司
・委員	(株) キョウシン	佐藤 圭佑
・委員	(株) 白鳩	横井 隆直
・委員	日新サウンド (株)	矢追 敏
・委員	(有) 服部電気商会	服部 幹治
・委員	明智不動産 (株)	高田 智仁
・委員	愛知豊明花き流通 (協)	篠田 千恵